

◎国立国会図書館法の一部を改正する

法律

(平成二〇年四月二五日法律第二〇号)(衆)

一、提案理由(平成二〇年四月一七日・衆議院本会議)

○笹川堯君 たいだいま議題となりました国立国会図書館法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、株式会社日本政策金融公庫法等による政策金融機関の再編及び日本年金機構法による日本年金機構の設立に伴い、国立国会図書館への出版物の納入義務に関する規定の整備を行うおとするものであります。

本法律案は、本日議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告(平成二〇年四月一八日)

○西岡武夫君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

国立国会図書館法の一部を改正する法律

本法律案は、株式会社日本政策金融公庫法等による政策金融機関の再編及び日本年金機構法による日本年金機構の設立に伴い、国立国会図書館への出版物の納入義務に関する規定の整備を行うおとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。